

平成21年8月4日

各位

会社名 株式会社 さいか屋
代表者名 代表取締役社長 岡本 康英
(コード番号8254 東証2部)
問合せ先 本社経理部長 木村 信
電話番号 044-211-3157

事業再生ADR手続の正式申請及び受理ならびに
事業再生計画（案）の概要に関するお知らせ

当社は本日（平成21年8月4日）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」という）の取り扱い団体である「事業再生実務家協会」（同協会は、法務省及び経済産業省より事業再生ADRの手続団体として認証・認定を受けております。）に対し、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、事業再生実務家協会と当社との連名で、全お取引金融機関に対して、「一時停止の通知書（借入元本返済の一時停止等）」を送付いたしましたのでお知らせいたします。

なお、事業再生ADR手続は、当社のお取引金融機関を対象として進められる手続きですので、現在当社及び当社子会社とお取引をいただいている一般のお取引先の皆様には、影響を及ぼすものではありません。

当社はさいか屋グループ経営改善計画「SHIP S(平成21年1月)」にて策定済みの諸政策、第三者割当による資金調達、クレジット事業の外部委託化、非中核事業の資産売却、連結子会社の合併を実施するなど財務基盤の強化につとめてまいりましたが、依然として当社を取り巻く経営環境は厳しいため、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るべく、この度、事業再生ADR手続を利用することといたしました。

今後は、これまでどおり事業活動を行ないながら、事業再生ADR手続のなかで、公正中立の立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただきつつ、全お取引金融機関と事業再生計画案の協議を行なってまいります。

株主の皆様、お取引金融機関はじめ関係者の皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけいたしますこと、またお取引先の皆様には大変ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては不退転の決意をもちまして抜本的な事業再生に取り組んでまいり所存でございます。関係者の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、事業再生ADR手続きに関するスケジュールは以下の通りとなっております。

平成21年 8月11日予定	第1回債権者会議 事業再生計画案の概要説明、借入金元本返済の一時停止の同意、 DIPファイナンス等に関する同意
平成21年10月16日予定	第2回債権者会議 事業再生計画案の協議
平成21年11月13日予定	第3回債権者会議 事業再生計画案の決議

以上

事業再生計画（案）の概要

1. 自助努力

(1) 事業の選択と集中

中核事業である百貨店業の見直しを行い、効率の悪い売場の改廃等を行い、経営効率を高め収益の改善を図ります。関連会社の営む非中核事業を外部へ売却し、オペレーションの効率化、間接費用削減のため関連会社再編を実施するとともに、経営資源を中核事業に集中します。

同時に中核事業に直接関係のない資産につきましては、売却を促進させ有利子負債の削減を図ります。

(2) ローコストオペレーションの実現

最小限度の人員配置、パート化の促進により、人件費の削減を図るとともに、業務改善による販管費の圧縮を行い、ローコストオペレーションを実現します。

2. 事業再生ADR手続きによる金融支援

事業再生ADR手続きの中で、当社の信用力を補完すべく、1に記載した自助努力に加え、お取引金融機関等に対して、過大な債務を解消するために、債務免除等の金融支援をお願いしていくものであります。

3. 経営者責任及び株主責任

(1) 経営者責任

現代表取締役社長の岡本康英は、事業再生ADR成立をまって取締役を辞任する予定です。今後の経営体制については、株主様ならびにお取引金融機関等の関係当事者及び事業再生ADR手続実施者のご意向を踏まえた上で、然るべき時期にご報告させていただきます。

(2) 株主責任

当社は、今後株主様のご理解を得て一定の減資を行ったうえで、出資希望者に対する第三者割当増資を行うことにより、既存株式について相応の希薄化を生じさせることを予定しております。当社の親会社等である雑賀屋不動産株式会社については、特別清算の手続により清算を行うこととなりますが、雑賀屋不動産株式会社が保有するさいか屋株式については、金融機関等債権者に対する返済原資となる予定です。また、創業者一族が保有するさいか屋株式については無償での提供を要請し、提供された株式を消却する予定であります。

4. 事業再生計画における経営数値計画・資金計画・残債務返済計画等

上記計画等につきましては、今後の事業再生ADR手続の中で当社のお取引金融機関等と協議する予定であり、決定次第速やかにお知らせいたします。

5. 今後の見通し

当事業再生計画案の実施にともなう平成22年2月期第2四半期、及び通期業績見通しにつきましては、今後修正が予測されるところですが、現在事業再生に向けた手続を行なっているところであり、事業再生計画案の成否を含め、今後の債権者会議におきまして確定する予定ですので、今後確定次第速やかにお知らせいたします。

以上